

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

（1）条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

（2）経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択

昭和50（1975）年 条約発効

平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

平成24（2012）年 3月現在で締結国数189カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。

② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 世界遺産の総数

平成23年6月29日現在で936件（文化遺産725件、自然遺産183件、複合遺産28件）

4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産12件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	〃	〃	文化
3	屋久島	鹿児島県	〃	〃	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	〃	〃	自然
5	古都京都の文化財 （京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	〃	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	〃	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	〃	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	〃	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	〃	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	〃	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	19年7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	19年	23年6月	自然
16	平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	13年	23年6月	文化

5. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産12件、自然遺産なし）

[平成4年]

①「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）

②「彦根城」（滋賀県）

[平成19年]

③「富岡製糸場と絹産業遺産群」（群馬県）

④「富士山」（静岡県・山梨県）

⑤「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）

⑥「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県）

⑦「国立西洋美術館（本館）」（東京都）

[平成21年]

⑧「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）

⑨「九州・山口の近代化産業遺産群」（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県）

⑩「宗像・沖ノ島と関連遺産群」（福岡県）

[平成22年]

⑪「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）

⑫「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）

※「鎌倉」と「富士山」は本年正式推薦。

世界文化遺産の登録までの手続き等

世界遺産への推薦候補を記載した「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会に提出



推薦準備作業（顕著な普遍的価値の証明、文化財指定・選定等）



準備が整った資産から順次推薦を決定

- ◆文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会
- ◆文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会
- ◆世界遺産条約関係省庁連絡会議において決定



世界遺産委員会へ推薦書（暫定版）提出 [毎年9月30日期限]

（※ 世界遺産センターによる形式審査）



- ◆文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会
- ◆文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会
- ◆世界遺産条約関係省庁連絡会議において決定



世界遺産委員会へ推薦書（正式版）提出 [毎年2月1日期限]



専門家で構成された国際非政府機関（イコモス：国際記念物遺跡会議）による審査 [約1年半の審査]

（※ この間にイコモスによる現地審査含む）



イコモスによる評価結果の勧告（例年5月）



世界遺産委員会で登録の可否を決定 [推薦翌年の6～7月]

〈 世界遺産委員会の決議は、次の4区分 〉

- ① 記載（Inscription）： 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）： 追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。
- ③ 記載延期（Deferral）： より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載決議（Decision not to inscribe）： 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

世界遺産一覧表への登録基準

世界遺産委員会の定める「世界遺産条約履行のための作業指針」に次のとおり規定されている。

段落 77 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値（段落 49 – 53 を参照）を有するものとみなす。

- i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
- iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。
- v) あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
- vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

段落 78 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び／又は真実性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

※資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファ・ゾーン）を設定することが求められている。（段落 103）